

唐初の対仗・仗下奏事

——討論集會か、密談か——

松本保宣

はじめに

筆者はこれまで、唐王朝の「聴政」と「朝会」についていくつかの論稿を発表してきた^①。「聴政」とは、皇帝が自ら臣僚の前に姿を現し、口頭で意見を聴取し、それに対する指示を下す活動であり、いわば御前会議である^②。「朝会」は、宮城内の正殿の前庭（すなわち朝庭）で百官が参集して威儀を正し皇帝に拝礼を行うもので、「元旦大朝会」・「朔望朝会」・「常朝」などの規模の異なる儀礼が行われた。このうち、筆者が主に考察したのは、もつとも開催頻度の高い「常朝」であった^③。なんとすれば、常朝の場は儀礼だけでなく聴政の場でもあったからである。唐代初期では、常朝と聴政は実質的に一体のものであり、時代が下るにつれて、聴政の場が正殿から外れて脇殿（便殿）へと移り「聴政」と「朝会」が空間的にも機能的にも分離し始める。この間の経緯と朝儀の様態については以前考察した^④。また、唐代後半期の便殿中心の聴政構造についてもすでに論じたので^⑤、本稿では、便殿が台頭する以前の唐代前半期において、朝儀と一体をなす聴政の特質を考察したい。

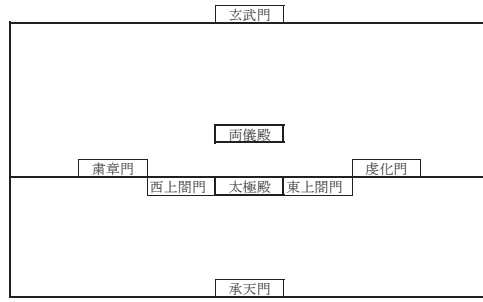
第一章 唐代「朝儀」・「聴政」の変遷の概要

唐代の常朝は、基本的に在京五品以上の文・武官が参集する皇帝謁見

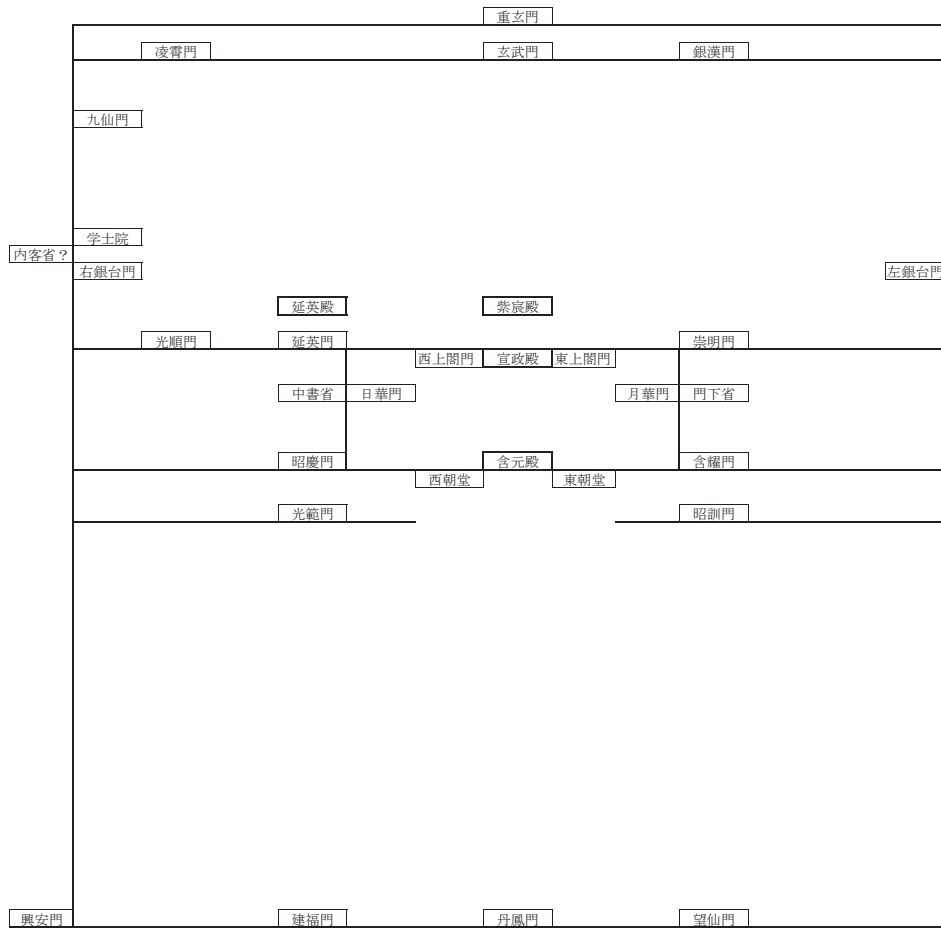
唐初の対仗・仗下奏事

儀礼であるが、その場で官人の意見表明が行われ、皇帝の応答があり議論が行われたので、御前会議でもあった。その様態であるが、対仗奏事と仗下奏事の二通りがあった。対仗奏事とは、官人が儀仗兵・百官の居並んだ中で奏事し君臣間で討論するもので、公開性の高いものであった。仗下奏事は、朝儀が終了し儀仗兵・百官が退去後に残留して議事するので、宰相が皇帝と議論する恒例のものと、宰相以外の任意の官人が残留して意見表明するイレギュラーなものとのふたつに区分できる。こちらの方は、百官・兵士が退去した後なので、参加者は少人数であり非公開の性格が強く、後述するように次第に密奏の扱いをうけた。

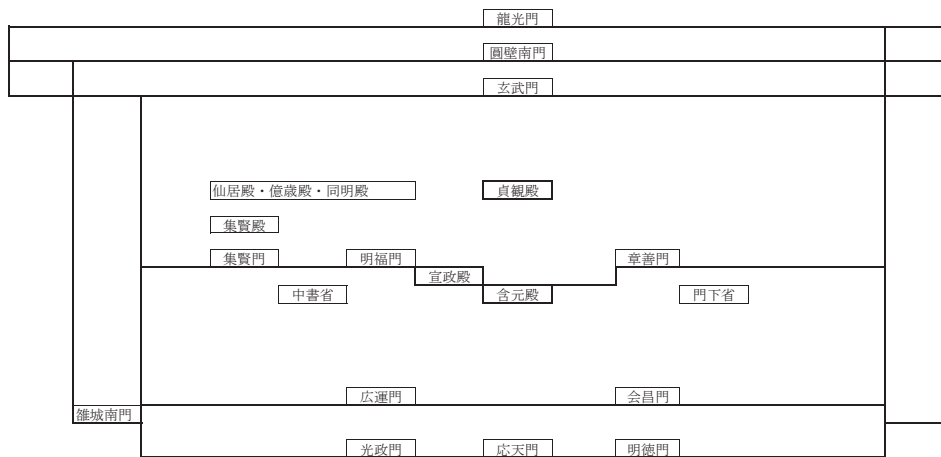
常朝が挙行された場であるが、太極宮では両儀殿、大明宮では紫宸殿であり、南北中軸線上に三つ四つある主要正殿・正門のうち、最も内側の殿宇が使用されたというのが、筆者の見解である^⑥。（図1）このように、唐初の聴政は正殿の常朝の場が主であったが、則天武后の頃より、脇殿が君臣の面対の場となり、その固有名詞が史料に出現し始める^⑦。安史の乱後、皇帝の居所は長安大明宮に固定し、その結果、諸殿宇の機能分化が進行し、各々固有の役割を獲得し始める。そのうち最も緊要なものが延英殿である^⑧。同殿で挙行された君臣面対は非公開で完全な密奏であり、それ故、公開性の高い正殿での対仗奏事に比べ、皇帝・官人達は延英殿での奏議を便とし、聴政の比重は次第に正殿から脇殿（便殿）に移行してゆく。



A: 太極宮



B: 大明宮



C: 洛陽宮

図 1

一方、大明宮の正殿である紫宸殿では、常朝の朝儀が継続して挙行されていたので、ここに「聴政」と「朝儀」の分離が進行し始めた。紫宸殿は、禁中に所在するので皇帝に召喚された者しか入れない空間であった。禁中と外廷の境界に位置するのが閤門である。紫宸殿に進入するの通過する閤門は、宣政殿の両翼に所在する東・西上閤門であった。先述の如く閤門内に入るには皇帝の召喚が必要であったから、常朝の儀に参加する百官・儀仗兵には召喚（「喚仗」という）を待つ場が必要であった。それが宣政殿前の班位であった。また、紫宸殿の朝儀は毎日挙行されたわけではなく、原則奇数日の二日に一度であり、輟朝などで朝儀がとりやめになることがあったので、実際の開催頻度はもともと少なくなる。問題は、紫宸殿の朝儀が行われない日も、百官は宣政殿前に立班しており、改めて「不坐」（皇帝は出座しない）が宣されて解散したことである。つまり、百官は原則的に毎日、宣政殿前に参るものの、実際に紫宸殿で皇帝に謁見する機会は少なかったことになる。それ故、宣政殿前に朝参する「常参」（常朝）と、実際に東西上閤門を通過して紫宸殿に進入する「入閤」がイコールとならない状況が常態化した。

常参（宣政殿）▽入閤（紫宸殿）

これに加えて、皇帝と宰相が議政する「聴政」は、当然「入閤」の機会に行われるので、「入閤」＝「聴政」の公式が成立し、「常参（常朝）」と「聴政」が不等号の関係となる。「入閤」は、聴政と百官謁見を構成要素とする重要な儀礼となり、ここに「入閤の儀」が成立したのである。厳密にいえば、「聴政」が「常参」に包括される入れ子構造であるが、両者が必ずしも一致しなくなった点が重要である。その後、五代になると、常朝が完全に「宣不坐」の虚礼と化し、北宋も基本的に五代の制を継承し、実質的な議政の場合は垂拱・崇政・延和殿等の便殿となったので、「常朝」と「聴政」は名目の上で完全に分離した。

唐代に話を戻すと、「入閤」の場の対仗奏事は徳宗朝に廃止されたので、紫宸殿と延英殿の聴政はいずれも少人数の議論の場となり、議論を記録する史官もいなかったもので、公開性の低い密談の場となった^⑩。総括すると、唐・宋にかけての聴政の在り方は、対仗奏事に代表される大人数の公開討論から少人数の密談へと変容したのである。では、こうした変化は何を意味するのであるか。議政の場が正殿から禁中内奥の便殿に移行し、少数の官人を対象とした密談へと推移する過程を「政治の矮小化」と捉えることができるかもしれない^⑪。しかし、唐末・五代はともかく次代の北宋まで「矮小化」論で一括してよいものであろうか。私見によると、前述の傾向は、唐代前半期から北宋にかけての一貫したトレンドであったように思える。唐代後半期から顕著になる聴政の少人数化と便殿の台頭は、それ以前の唐代前半期にその原因が胚胎されていたのではなからうか。次章から、隋・唐代前半期における正殿聴政を検討し、この問題を考察したい。

第二章 隋から唐初における正殿聴政

第一節 隋朝における聴政

隋文帝は、聴政に極めて勤勉な君主であったことが知られる。『冊府元龜』卷四六、帝王部、智識に、

「貞觀」四年「630七月」。帝臨朝問房元齡、蕭瑀曰、隋文帝何如主也。対曰、克己復礼、勤勞思政。每一坐朝、或至日側。五品以上引坐論事、宿衛之人、伝餐而食。雖非性体仁明、亦是励精之主也。帝曰、公得其一未知其二。此人性至察而心不明。夫心暗則照有不通、至察則多疑於物。又欺孤兒寡婦、以得天下。常疑群臣内懷不服、不

肯信任百司、每事皆自決断。雖則勞神苦形、未能盡合於理。朝臣既知上意、亦復不敢直言。宰臣以下承受而已。朕意則不然。以天下之広、海内之重、千端萬緒、須合變通。皆委百司、為国思審。関由宰輔、安穩奏聞。豈得以百司万機、独断一人之慮也。因令諸司曰、若詔勅頒下、有未穩者、必須執奏。不得順旨、即便施行、務尽臣下之心也。

とあり、その様は唐貞觀年間に太宗とその大臣達によって、賞賛と批判の対象とされている。文帝は朝会の際（すなわち唐代の常朝であろう）、五品以上の官人を引見して、夕方まで政治を議論している。彼の勤政ぶりは同時代人からも注目されており、『冊府元龜』卷五三二、諫諍部、規諫に、

楊尚希為上儀同。高祖每旦臨朝、日昃不倦。尚希諫曰、周文王以憂勤事損壽。武王以安樂延年。願陛下舉大綱、責成宰輔。繁碎之務、非人主所宜親也。帝歛然曰、公愛我者。

とあり、朝会・聴政を毎日実行していたのは、どうやら事実らしい。文帝本人も遺詔にて諸事朝廷で自ら決裁したことを誇っている。文帝期の主要な政策決定の場は正殿の朝会であり、そこは、百官集団と皇帝が実質的な討論を持つ場であった。^⑤しかし、こうした文帝の作風は、彼の存命中から批判の声があり、前記史料の楊尚希は、「繁碎の務め、人主の宜しく親しむ所にあらざるなり」といつており、治書侍御史柳彧は、百官が煩碎な事柄まで多く奏請ようになった風潮を分析して、次の論旨を展開している。

① 事案が大小と無く皇帝の決裁に持ち込まれると、百官は罪を恐れて自分で判断を下すことなく、小さな営繕のことや取るに足りない物資の支給に至るまで奏聞して、皇帝の指示を求めようになつた。

② その結果、諸官司への指示がふくれあがり、寢食を忘れ文書の決

裁に没頭し、皇帝の健康を損なうことになる。

③ 国家経営の大事は皇帝の裁断が必要であるが、その他の瑣事は担当官司に委任されたい。^⑥

また、先述の太宗皇帝の文帝に対する批判点は、以下に纏められる。

① 文帝の性格は物事を察することを尊ぶものの、心が明らかでない、故に猜疑心が多くなる。

② 彼は北周の孤兒・寡婦を欺いて天下を得た者であり、群臣が己に心服していないと疑い信任しなかつた。

③ それ故、諸官司の事案を自ら裁断したが、心身を疲労させてもすべてを適切に処理することができない。

④ 百官は、皇帝の心意を承知しているので、あえて直言せず、宰相もイエスマンと化した。

⑤ 太宗自身は、宰相・諸官司に天下のことを委ね奏聞させる。万機を一人で決断することなど出来ないからである。

⑥ 諸司に、頒下された詔勅で不穏当なものがあれば、必ず執奏し、帝旨に従いただちに施行してはいけないと命じる。

楊尚希・柳彧・太宗とも瑣末な事項まで皇帝が親裁することの不可をいう。その理由として皇帝個人の心身を損なうことが挙げられているが、さらに、柳・太宗は、一人が万機を決するなど不可能であり、その上、百官が独裁的な皇帝におもねり緘黙する弊害を指摘する。隋・唐の識者はこうした見解で一致しているが、唐の太宗となると、文帝のパーソナリティそのものを組上に挙げていいる。曰くクーデターで奪権した君主故に百官を信頼せずに、猜疑心をもって望んだことが原因であると。彼の評言は、むしろ唐朝君主としてのバイアスがかかったものであろうが、朝会での文帝の手法が、皇帝と百官の関係性に起因するとした見解は注目されてよく、後述するように皇帝としての正統性の脆弱さは、当

の太宗として同様であり、他人事ではなかった。

文帝をついだ煬帝であるが、『隋書』卷六一、郭衍伝に、

衍能揣上意、阿諛順旨。帝每謂人曰、唯有郭衍、心與朕同。又嘗勸帝取樂、五日一視事。無得効高祖空自劬勞。帝從之、益稱其孝順。

とあり、文帝の「教訓」に学び聴政を五日に一度に変更している。そのもたらす結果は側近政治であった。『隋書』卷六七、虞世基伝に、

帝重其才、親礼逾厚、專典機密。與納言蘇威、左翊衛大將軍宇文述、

黃門侍郎裴矩、御史大夫裴蘊等參掌朝政。于時天下多事、四方表奏

日有百數。帝方凝重、事不庭決。入閣之後、始召世基、口授節度。

世基至省、方為勅書。日且百紙、無所遺謬。其精審如是。

とあり、朝会の場で決事せず朝会終了後、禁中で虞世基相手に政策を決定したことを伝える。煬帝は朝会の頻度を減らしたのみならず、朝会の場も有名無実化したことで文帝の手法を二重に否定したことになる。

皇帝の政策決定について、「討論集会」（皇帝・百官が殿庭という同一の空間を共有し討議する）と、「密室の決事」という二つのコンセプトは、すでに隋朝二代の間に出現していた。アーサー・F・ライト氏によると、後者の側近政治のメンバーとなった虞世基ら五人組の多くは実務家的官僚であり、文帝期の功臣のような「公開の朝会における諫言や議論という伝統的形式に長じた官人のタイプ」ではなかったとする。さらに、彼ら側近官僚は「諫言」で政策に助言する者達ではなかったことから、これが隋朝崩壊の要因の一つであると指摘する。^⑮

第二節 唐朝前半期の対仗・仗下奏事の変遷

先述したように、正殿の聴政の形式は対仗奏事と仗下奏事に大別される。両者は唐初の聴政のメインであり、玄宗朝まで頻々と改制が繰り返された（表1）。

表1-2によると、太宗は大臣が薨去した時に、官人の対仗奏事を忌避し、かわりに進状することを求めている。^⑯ 政事の自粛を表す方法としてその停止が求められることから、対仗奏事が政治活動の中核として位置付けられていることがわかる。又、文書による意見表明（進状）が対仗奏事に比べて次要の扱いであり、この時期の政務処理は文書行政よりも朝会での口頭奏事が重視されている。その進状であるが、貞観年間の言路洞開の副産物であろうか、密奏（封事）で誹謗中傷する者が増加し対策に苦慮するようになる（表1-3）。高宗朝初年は、五品以上の封事が奏上できない場合、代わりに仗下面奏させ（表1-4）、逆に面奏できなければ、封事させる（表1-5）等、封事と面奏は相互に代替可能なものとして扱われた。五品以上が対象とされたのは、常朝に参加するメンバーで日常的に皇帝に謁見するからであり、彼らに対する皇帝のスタンスはあくまで直接対面して意思疎通できる間柄というものであった。つまり、太宗〜高宗期では文書よりも口頭奏事に比重が置かれたのである。

さて、時期が下ると次第に文書行政が浸透してくる。表1-10によると、諸司の大事・軍機は仗下で奏事し、常務は進状させる勅が出され、開元一八年にも同一趣旨の勅が出される（表1-18）。一方で、仗下奏事が機密事項の場として位置付けられたことは（表1-11）、皇帝の思惑を越えて臣僚達を誘引し、こんどは文書ではなく面奏によって売り込みをはかる傾向が出てきた（表1-13・16・17）。内密に訴えかけられる仗下奏事は、恩寵希求の場として封事よりも魅力的であったろう。表1-16の開元五年（七一七）の勅は、仗下奏事と対仗奏事及び進状の関係を整理しており参考になる。

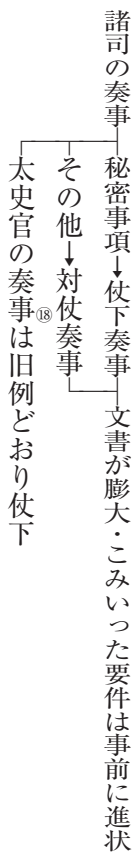


表 1、唐初の対仗・仗下奏事規定

西暦	年号	内容	出典	備考
1	貞観初期	仗下後、宰相と論政→起居郎が記録	冊 554、国史部、総序	
2	630 貞観 4 年 5 月 5 日	大臣死去→太宗、有司の対仗奏事を喜ばず→今後止めさせる	会 25、百官奏事	面奏を忌避
3	636 貞観 10 年	※上奏で誹謗中傷する者多し→小事は聞奏ならず、もし上封事すれば科刑する	冊 46、帝王部、智識	
4	651 永徽 2 年 12 月	五品以上、封事ができなければかわりに仗下面奏	会 25、百官奏事	仗下奏事は封事の代替→密奏？
5	654 永徽 5 年 9 月	五品以上の発言を求める→面奏できなければ封事	冊 102、帝王部、招諫	面奏・文書両方
6	656 顕慶初	宰相許敬宗・李義府→起居官を仗下から退去させる→仗下奏事の密奏化	会 56、起居郎、起居舎人	仗下奏事の本格的密奏化
7	664 麟徳元年 12 月	武后、御坐の後に垂簾→政事に参加	鑑 201	
8	684 光宅元年 2 月 15 日	武后単独の垂簾聴政の本格化	鑑 203	
9	693 長寿 2 年	宰相姚璩の建議で時政記を創始	冊 554、国史部、総序	改廃常なし
10	694 長寿 3 年 臘月 11 日	諸司の大事・軍機は仗下で奏事すべし→常務は進状せよ？	吐魯番文書グリユンウェル TIT	機密と常務の使い分け
11	708 景龍 2 年 2 月 7 日	仗下奏事人は、中書・門下に対して奏事すべし→秘密事項で公開できない場合・太史官の密奏は例外	会 25、百官奏事	仗下奏事の統制→機密は例外
12	709 景龍 3 年 2 月 26 日	諸司は大事を奏する三日前に長官の押印を得た上で進状すべし。御史の対仗弾劾も事前に進状	会 25、百官奏事	仗下奏事の統制
13	711 景雲 2 年 12 月	群臣が多く仗下奏事を請い、自己の栄達を要求→厳しく対処する	唐大詔令集 110、「不許羣臣干請詔」	
14	712 景雲 3 年	御史の対仗弾劾は事前進状、許可制とする	会 61、弾劾	仗下奏事の統制
15	715 開元 3 年 10 月 7 日	制勅の不便等は得失を進状→五品以上の官は廷争を許す→軽薄・誹謗の発言は御史台が取り締まる	唐大詔令集 105、聴百寮進状及廷争勅	文書よりも面奏に重点
16	717 開元 5 年 9 月 12 日	最近、諸司の奏陳は皆仗下を要請→秘密事項以外は皆対仗奏事せしむ→文書膨大・複雑事案はまず進状→太史官は従来通り仗下	会 25、百官奏事	対仗奏事に重点→機密は例外
17	718 開元 6 年 7 月 28 日	最近、諸司の奏事は仗下独奏が多い→対仗公言すべし→曹司細務・秘密事項は仗下奏事	会 25、百官奏事	上記と同じ→曹司細務も附加
18	730 開元 18 年 4 月 21 日	五品以上要官→兵馬要事は面陳奏事→その他の常務は進状	会 25、百官奏事	面奏から文書に重点→機密は例外
19	740 年代 開元末	御史の弾奏は中丞・大夫の許可を得て中書門下に事前申告する	唐語林校證 8、補遺	李林甫専権の基盤
20	756 至徳元年 9 月 10 日	諫議大夫論事・御史の弾劾は宰相・大夫の許可を必要としない	会 55、諫議大夫・会 61、御史台中、弾劾	専権宰相を防遏
21	756 至徳元年 10 月 3 日	上記と同様の措置 ※宰相輪番制を敷く	冊 64、帝王部、発号令 3：鑑 219	上記と同じ
22	759 乾元 2 年 4 月 6 日	御史の弾劾は予め進状する必要なし	会 61、御史台中、弾劾	上記と同じ
23	762 宝応元年	延英殿宰相奏対制度の定例化	新 140、苗晋卿	群臣の密奏は延英殿へ移行
24	779 大暦 14 年 6 月	政事は隠さず廷争・御史の弾奏は貞観の故事による	冊 89、帝王部、赦宥	上記と同じ
25	802 貞元 18 年 7 月	正衛の奏事を禁止する→宰相の仗下奏は継続	会 25、百官奏事	

仗下奏事が密奏の場となったのは、高宗顕慶の初年に、宰相許敬宗らが仗下の面奏を隠密にするために起居注官を退出させて以降であるが(表1-6)、このころになると、それが定着し、公開の対仗奏事との機能分化が明瞭になった。さらに事前進状制が導入されたが、条件付きであり、あくまで部分的なものにとどまった。開元五年にこのような整理が行われたにも関わらず、翌六年には再び同趣旨の詔が下っており(表1-17)、官人達の行動はなかなか改まらなかつたようである。

また、官人の奏事・御史の弾劾について宰相・御史大夫が規制を加える動きが並行して進行する。前者について景龍二年(708)に、仗下奏事者は、中書・門下に対して奏上すべしとの勅が下されるが、秘密事項と太史官の奏事は除外されている(表1-11)。中書・門下に対して奏事するとは、殿上に控える宰相に対して奏事するという意味であろう。例外事項があるので、密奏の場合、宰相が退去した後皇帝と一対一で奏上したのである。翌景龍三年(709)には、次のような勅が下った(表1-12)。

至三年二月二十六日。勅。諸司欲奏大事、並向前三日、録所奏狀一本、先進。令長官親押、判官対仗面奏。其御史彈事、亦先進狀。

諸司の対仗奏事に対して長官が事前検閲することとなったのである。恐らく、これ以前諸司の官人は、長官の意向から独立して皇帝に奏事していたのであろう。同時にこの勅は、御史の対仗弾劾にも規制を加えている。対仗弾劾とは御史台の御史が百官・儀仗居並ぶ中で、特定の官人をターゲットとして弾劾状を読み上げる行為である^⑩。本勅ではこの対仗弾劾は、事前に皇帝に進状して予告することが義務づけられたのである。この勅が出された背景として前月の事件が考えられる。『資治通鑑』巻二〇九、景龍三年(七〇九)二月丙申の条に、

監察御史崔琬、対仗彈宗楚客、紀処訥潛通戎狄、受其貨賂、致生辺

患。故事、大臣被彈、俯偻趨出、立於朝堂待罪。至是、楚客更憤怒作色、自陳忠鯁、為琬所誣。上竟不窮問、命琬與楚客結為兄弟、以和解之。時人謂之和事天子。

とあり、監察御史が宰相宗楚客を対仗弾奏したところ、中宗皇帝が不問に附したのである。この事件を含めて以前の対仗弾奏は、皇帝を始めとする関係者に予告無しで突然行われたことが判り、極めて威嚇効果の高い劇的な活動であった。対仗弾奏に対する規制は三年後の景雲三年(七二二)にも行われ、事前進状の上、許可制となった(表1-14)。さらに開元末には、御史の弾奏は中丞・大夫の許可を得て宰相に事前申告するようになった(表1-19)。実に李林甫の当権期に当たり、専権宰相を支える基盤と目された。それ故、肅宗が即位すると、この制は撤廃されることになる(表1-20・21・22)。

表1に基づいて、仗下奏事と対仗奏事の制度変遷を概観すると、①面奏による口頭奏事主体から、文書制度併用への移行、②対仗奏事主体の公開討論会から仗下奏事による密奏への傾斜、という二つの傾向が看取される。

①については、確かに文書による事前審査が導入されたが、一方で密奏の仗下奏事が健在なのでどれほど実効性があったか疑わしい。その為、密奏を戒める勅文が反覆して出される(表1-13・16・17)。もともと、皇帝は官人の利己的な上言に辟易してはいるが、機密等の例外事項を毎回勅文につけており(表1-10・11・16・17・18)、皇帝の側にも密奏を必要とする欲求が潜在していた。そうした事情から面奏と進状のせめぎ合いが生じ、文書行政が不徹底に終わったのである。ちなみに、李林甫のような専権宰相の言路壅蔽であるが、対仗弾奏に対して規制を加えたものの、一般の官人に対する方策は裏面からの圧力にすぎなかつた^⑪。

②については、玄宗皇帝が治世の初期に対仗奏事の振拳を図るが(表

1-16・17)、或いは貞観の盛時を意識したものかも知れない。先述の如く太宗朝では仗下奏事は密談の場ではなく、正殿の朝会はいわば皇帝主宰の公開討論集会であった。高宗朝で仗下奏事が非公開となり、以後密奏が優勢になるのは君臣双方の要請に基づくものではあるが、いわゆる「貞観の故事」の影響力は依然として強かった。玄宗は旧制の再興を図るものの、治世の終末に政治に対する意欲の低下とともに専権宰相の独裁をもたらし破滅に瀕することになる。太宗のように公開討論集会を効果的に運用するのは、皇帝個人の力量が問われよう。

安史の乱が勃発すると、迅速な意志決定の必要から謁見制度の少人数化・官僚制的システム化は不可避となり、密奏のみならず聴政の機能は便殿延英殿に吸収されていく²³。そうであるとするならば、密奏の台頭と仗下奏事・対仗奏事の機能分化はそれなりの制度化の過程を表しているのではなからうか。次章では、唐代前半期の各皇帝の聴政に対する態度を個別に見ていくことで、この問題を考えてみたい。

第三章 唐代前半期の聴政の様態

(一) 高祖

初代皇帝高祖は、功臣達と極めて親密な関係を維持しようとした。換言すればルーズだったのである。それを象徴するチームが「御榻同坐」。「臥内引入」である。前者については、『冊府元龜』巻四八、帝王部、謙徳に、

唐高祖初即位、言自称名、與貴臣每同榻而坐。納言劉文静進諫曰、昔晋元帝初立、常與朝臣共坐。王導奏曰、太陽俯同萬物、欲使蒼生將何仰照。今至尊自卑屈、群下何以自安。諸臣入朝、皆升御坐。乖

乾坤之定位、誠願陛下改之。帝曰、昔漢光武與嚴子陵同臥、乃至加足於帝腹。諸公並旧齒名賢、平生親友。今雖応天受命、而宿昔之志、何可忘之。連榻同餐、適盡歡愛、公宜勿為謙也。

とあり、高官が入朝すれば高祖は御榻に彼らを招いて共に座った。後者については、『冊府元龜』巻七六、帝王部、礼大臣に、

唐高祖時、裴寂為尚書右僕射。賜以服玩、不可勝紀。仍詔尚食奉御、每日賜寂御膳。高祖視朝、必引與同坐、入閣則延之臥内。言無不從、呼為裴監、而不名。當朝親礼、莫以為比。

とあり、建国の功臣裴寂を朝会の際にともに御座に座らせ、禁中に入れば臥内(寢室)にまで招き入れたことを伝える。こうした高祖の振る舞いは、果たして彼個人のパーソナリティに起因するものか、王朝の初代皇帝と功臣の關係として通時代的に見られる事象なのか、はたまた、この時期特有の時代性を刻印された特性であるのか、慎重に考察する必要がある。当該期の史料を見ると、御榻同坐・臥内引入とも人心収攬の手段として用いられるようである。『冊府元龜』巻一八、帝王部、帝徳に、

唐高祖、七歲襲爵唐国公、倜儻不羈、豁達大度。至性剛直、無所矯飾。志略宏遠、寬仁容衆。凡所與遊集、無貴賤皆得其歡心。及義兵起、群盜大俠争来歸附焉。謁見必與同坐、或延之臥内。握手造膝、恩如朋友。賞賜金帛、無所愛慙。凡有委任、推以赤心、皆許便宜從事、未嘗限以文法。由是、銜命畢力、向義者如流。及即位、見旧愛故人、特執擣降有自遠至者、皆為之加礼。貴臣常引升御榻、辞意款昵、言必称名。初、軍国多務、奏請填委、臨朝处分、剖決如流。每發其姦伏、皆出人之意表。然唯拳大綱、不存苛細。嘗從容謂侍臣曰、隋煬帝時、遣左右覘察得失。朝臣戰懼、咸不自安。君臣一体、豈當如是。

とあり、割拠勢力が来降した際に同坐・臥内引入で懐柔しており、即位

後の大臣を御榻に同坐させるのもこうした延長ではないかと思われる。²⁴ ちなみに、引用文末に述べるように高祖の聴政は煬帝の苛察の教訓に鑑みて大綱を挙げるに努める方針であった。

臥内引入に関しては、反乱勢力に直面した地方長官が人心を掌握する手段として用いた事例があり、非常事態下に用いられた術策という見方もできる。しかし、遡れば、隋・北斉の皇帝も臣下を臥内に引き入れて歡を尽くしており、単純に戦時下の権宜のみともいえない。南北朝末から唐初にかけての君臣関係のありかたを示す事象ではなかるか。²⁵ 周知の如く唐高祖はもと隋朝の大臣であり、その臣下達は隋朝では同僚関係にあった。²⁶ 彼の治世中は未だ中国を統一できず、北方から突厥の圧力にさらされており、皇帝の座に不安定要因を抱えていた。いわゆる「同輩中の第一人者」を演じた（演じざるを得なかった）としたら、やはり当該期の皇帝権力の特性を物語るエピソードではあるまいか。

(二) 太宗

太宗は「玄武門の変」において、兄弟を殺戮し父より帝位を奪ったクーデターの勝者であり、その実態は篡奪者であった。貞觀二年（六二八）、梁師都を滅ぼして中国を統一し、四年には、その後ろ盾であった東突厥を滅ぼして勢威を振るった。『冊府元龜』卷一八、帝王部、帝徳に、

帝威容甚肅、百寮進見、皆失其措。帝知其若此、每見人奏事、必假顏色、使得尽言。嘗謂公卿曰、朕見煬帝多忌、朝臣不語、非謂待下者也。朕欲上和和睦、君臣一体。遂語百寮、日午事隙、各歸第、所有情好、任其往來、虛懷博納、不欲見人之短。又謂群臣曰、朕比許上封事者、欲知國家臧否、政教得失。而無識人、因此兼言公等憊過。朕皆棄而不覽、想不以懷疑。

とあって、彼の聴政には軍人としての威厳が満ちており、群臣との謁見

には威嚇的態度を改めるなど特別の配慮が必要であった。²⁸ もっとも、先述の如く権力奪取の経緯から、彼の正統性には疑問符がつけられていたのは確かである。それが、史書編纂に対する偏執的態度をもたらし、そのせいから、太宗の聴政に対する姿勢は、君臣の輿論に対する配慮によって特徴づけられる。『冊府元龜』卷一五〇、帝王部、寛刑に、

太宗貞觀十六年「六四二」十一月。広州都督党仁弘、坐枉法取財、及受所監臨贓百餘万、當死。太宗哀之曰、吾一昨、見大理進殺仁弘第五奏。中心愴然、臨哺食、遂令輟案。愍其白首就戮、將全活之。而為其求理、永無濟路。今曲法就公等乞之。十二月壬午朔。召五品以上、至太極殿前。而謂之曰、夫人君執賞罰、貴在必信、同天地法四時也。党仁弘犯罪當死。朕欲哀矜、是朕自弄文法、誠負天地。臣有過、請罪於君、君有過、須請罪於天。因命有司、設草席於南郊壇内、日一進蔬食。朕將三日告天請罪焉。司空房元齡等曰、陛下躬履行陣、撥乱平敵。天下戸口千六百万、頼陛下而生。礼洽化行、政寬刑簡。仁弘受財、議當極法。陛下哀其齒耄、賜以更生。殺生之柄、属在人主。今欲請罪於天、臣等不勝悚懼、請停。太宗不聽、自左序門入百寮於殿庭、頓首三請。且至日昃。太宗乃手詔、答曰、夫為政之大、慎枉刑獄、縱捨任心、以欺衆庶、罪一也。知人不明、委用貪冒、罪二也。善善未賞、惡惡不誅、罪三也。若斯三者、豈得無過。以公固諫、且依來請。於是宥仁弘、為庶人、徙欽州。

とあり、一人の汚職官吏を宥免するために、わざわざ正殿太極殿に五品以上の官僚を招集したのである。その場で語られた事柄は、皇帝自ら天地に背いて法をないがしろにする懺悔と、南郊で三日にわたって天に許しを請う旨の決意であった。房玄齡以下の百官もこれには恐縮して太宗の意向に従わざるを得なかった。太宗皇帝がこのような窮状に追い込まれたのは、言路を広め諫言を容認する名君の立場を追究した結果の自縄

自縛であるが、その大仰なイベントは演劇的色彩が伴い、宮城を劇場的空間に変えてしまった観がある。当然のことながら、君臣の立ち居振る舞いは起居官によって記録されているので、彼らの所行にそのような芝居がかった要素が現れるのは或る意味必然であろうが、万機独裁というわけにはいかない太宗朝の君臣関係を戯画的意味で象徴する事件である。太宗は臣僚達を自分の意向に従えさせるために、このような努力を必要としたのである。

(三) 高宗

太宗の跡を継いだ高宗は、偉大な父帝を意識して毎日聴政を八年ほど継続していたが、その内実は、次第に貧困なものになっていった。『唐会要』巻五六、起居郎、起居舎人の条に、

蘇氏曰、貞觀中、毎日仗退後、太宗與宰臣參議政事、即令起居郎一人、執簡記錄、由是、貞觀注記政事、稱為畢備、及高宗朝會、端拱無言、有司唯奏辭見二事、其後、許敬宗、李義府用權、多妄論奏、恐史官直書其短、遂奏令隨仗使出、不得備聞機務、因為故事、

とあり、彼は聴政の場で寡黙であった。対仗奏事に対応できなかったのである。宰相許敬宗・李義府が史官を仗下から追いだし密奏の場に変容させたのは、皇帝の態度に起因する。少人数の密談の方が高宗には適合的であった。太宗の如く百官を巻き込んで名君を演出する技量は彼にはなく、それを補完すべく則天武后が舞台に登場したのである(表1-7)。

(四) 則天武后

則天武后は、その治世中、毎日聴政を原則としていたようであり、『唐会要』巻五一、中書令、識量上に、

天授二年「六九一」。太学生王修之上表、以郷有水滂、乞假還。上臨

軒曰、情有所切、特宜許之。地官侍郎狄仁傑、跪而言曰、臣聞君王者、當深視高居、黠纒塞耳。唯生殺之柄、不以假人。至於簿書期會之間、則有司存之而已。故左右丞已下不勾、左右丞相、流已上方判。以其漸貴所致、況天子乎。且学生假、蓋一丞簿事耳。若特降一勅、則效者相尋。胄子三千、凡須幾勅、為恩不普、聚怨方深。若聖旨宏慈、不欲違願、請降明制以論之。上曰、微卿之言、何以聞善。

とあって、太学生の休暇の許可を群臣に諮るなど、瑣末なことまで正殿で決裁していた。一方、機密事項の仗下密奏を奨励したのも彼女の治世中である(表1-10)。第一章で述べた如く正殿以外の脇殿がその存在を現したのもこのころで、彼女が拠点とした洛陽宮のうち左掖に位置する殿宇であった。また、周知の如く政事堂が右掖の門下省から左掖の中書省へ移ったのも、則天武后が実権を握った洛陽宮においてであり、同宮では中軸線の西側に重要施設が集中する傾向が出現した。これが長安の大明宮の構造に継承されることになる。このように唐代後半期にむけての機能分化は徐々に姿を現し始めていたが、先に述べた瑣末な決裁の如く対仗奏事での臣僚の統御は依然として継続し、それは皇帝の個人的資質に左右される部分が大きかった。

(五) 中宗・睿宗

中宗・睿宗二代の皇帝はいずれもクーデターで政権を奪取した皇帝であるが、彼らは政変において主体的な役割を果たしたわけではなく、いわば「担がれ」皇帝であった。彼らは短い治世の間に仗下奏事・対仗奏事に次々と規制を加えたが(表1-11、14)、概ね奏事の手続を厳格化する方向であった。表1-11・13は仗下密奏の濫発に苦慮して出されたものであるが、それは先述の如く則天武后朝の遺風であろう。彼らには母后のように煩瑣な奏事を裁く技量が無く、制度の枠をはめようとしたので

ある。先に第二章第二節で挙げた中宗朝の対仗彈奏事件を再度みてみよう。監察御史崔琬に弾劾された宰相宗楚客は、被弾者は朝堂で待罪するという朝廷の慣例を無視して憤慨し、それに対して中宗は崔琬と宗楚客に兄弟の誼を結ばせるという不思議な対応をした。時人は中宗を「和事天子」と呼んだという。正殿での聴政を裁く能力に疑問符が付けられたのである。力量に劣る皇帝が政務をこなすためには、制度化（規制強化）がやむを得ざる手段として取られるのは必然であった。

(六) 玄宗

玄宗皇帝は自らから武力クーデターを發動して篡奪した君主であり、中宗・睿宗と異なり太宗型といえる。治世初期は、大いに言路洞開を図ったが（表1-15）、相変わらず諸司の仗下奏事に苦慮し（表1-16）、次第に進状制を強化し始め（表1-18）、晩年は専権宰相に政務を委ねてしまったのは、先述の通りである。

結語

高宗以外の唐代前半期の皇帝は概ね武力で政権を奪取している。高宗にしても兄弟との皇太子位争いの結果手中にした帝位であり、平穩裏に即位したとは言い難いところがある。それ故、彼らは常に正統性と能力を問われた。高祖は、御榻同坐・臥内引入で群臣を懐柔し、太宗は常に聴政の前面に出て群臣と対峙した。両帝の手法は直接臣下と顔をつきあわせることによって人格的関係を結び、百官を掌握することになった。その範囲は常朝で直接謁見する五品以上の官人である。特に太宗はその軍人あがりの威厳と、自らに課した納諫の君主という立ち位置によって、対仗・仗下奏事に参加する臣僚達を統御し、名君のイメージ造

りに成功した。「太宗神話」・「貞観の故事」の形成である。しかしながら、それは、皇帝のパーソナリティ・政治態度に依存するものであった。一方、朝会に参加した五品以上の官人に発言を求めるやり方は、諸司・諸官人が直に皇帝に結びついてしまい、官僚組織の運営としてはプリミティブな手法と言わざるを得ない^⑧。また、皇帝一人の能力には限界があり、対仗奏事と仗下奏事の機能分化は、後者に少人数の密談の場を賦与した。もともと大規模な会議は果たして効率的か疑問がもたれるところであり、仗下奏事への聴政の傾斜は自然な流れであろう。群臣の仗下奏事への趨向は宰相の規制をもたらし、加えて正殿の聴政の主宰者である皇帝が政治の意欲をなくすと、それを補完するために専権宰相をもたらしした。

安史の乱以降になると、仗下密奏の機能は便殿の延英殿に吸収され、聴政の組織化が進む^⑨。それに比べると、唐代前半期においては、「唐代後半期」北宋」期の官僚制の細密化・肥大化とは様相を異にする政治風土が存在した。それは、高祖・太宗の例に見られるように、実力主義・人格主義的政治であり、臣下の臥内引入に見られるように南北朝期の潮流を引きずるものであった。

注

- ① A 『唐王朝の宮城と御前会議―唐代聴政制度の展開』（見陽書房、二〇〇六年）。
- B 「唐代朝参和 宣不坐 之儀」〔黎虎教授古稀紀念―中国古代史論叢〕張金龍氏編 世界知識出版社、二〇〇六年。
- C 「唐代前半期の常朝―太極宮を中心として―」（『東洋史研究』六五―二号、二〇〇六年）。
- D 「唐朝御史対仗彈奏小考」（『立命館文学』五九八号、二〇〇七年）
- ② 前掲注1拙著A一―二頁。

- ③ 元旦の大朝会に關しては少なからずの先行研究がある。渡辺信一郎氏『天空の玉座―中国古代帝国の朝政と儀礼―』（柏書房、一九九六年）・『唐代の元会儀礼―『大唐開元礼』「皇帝元正冬至受朝賀」訳注稿―』（『帝国システムの比較史的研究―平成七年度～平成九年度（一九九五～九七）科研費補助金研究成果報告書―一九九八年）・『大唐開元礼』「皇帝元正冬至受群臣朝賀」をめぐって」（『中国史研究』（韓国）一九九〇年、二〇〇二年）。宋代については、金子由紀氏「北宋の大朝会儀礼」（『上智史学』四七号、二〇〇二年）・「南宋の大朝会儀礼―高宗紹興一五年の元会を中心として―」（『紀尾井史学』一三三号、二〇〇三年）。
- ④ 前掲注1拙稿C
- ⑤ 前掲注1拙著A
- ⑥ 筆者の説について、太極宮太極殿が常朝の場であるとする吉田歛氏の批判があり（『日中宮城の比較研究』吉川弘文館、二〇〇二年）、それに対する反論が拙著A第二部第三章である。
- ⑦ 洛陽宮の同明殿・億歲殿等である。『旧唐書』卷九三、薛訥伝に、
其後突厥入寇河北。則天以訥將門、使撰左武威衛將軍、安東道經略。臨行、於同明殿召見與語。訥因奏曰、醜虜憑凌、以盧陵為辭。今雖有制升儲、外議猶恐未定。若此命不易、則狂賊自然款伏。則天深然其言。
とあり、『旧唐書』卷七七、崔神慶伝に、
則天時。累遷萊州刺史。因入朝、待制於億歲殿、奏事稱旨。則天以神慶歷職皆有美政、又其父嘗有翊贊之勲、甚賞慰之、擢拜并州長史。因謂曰、并州、朕之粉楡、又有軍馬。比日簡拙、無如卿者、前後長史、皆從尚書為之。以其委重、所以授卿也。因自為按行囚、挾日而遣之。
とあって、正殿以外の殿宇が君臣談話の場として固有名詞が現れ始めるのは、則天武后期の洛陽宮からである。恐らく当該期の洛陽宮の機能に變容が生じた為と思われるが、この問題については、いずれ別稿で論じたい。
- ⑧ 他にも、賓礼の場として麟德殿（田島公氏「日本の律令国家の「賓礼」」『史林』六八卷三号、一九八五年）、皇帝の日常の居所としての浴堂殿（楊鴻年氏『隋唐宮廷建築考』、陝西人民出版社、一九九二年、一九九〇―一九〇〇頁）など。

- ⑨ この過程を、筆者は、「宣不坐」と便宜的に呼称することとする。前掲注1、拙論B参照。
- ⑩ 以上、前掲注1拙著及び拙論参照。ちなみに、聴政の記録に關しては、起居注の衰退と時政記・宰臣日記の浮上という傾向が見られる。起居注は、議論の当事者ではない起居注官が記録するのに對して、時政記・宰臣日記は宰相が自ら記録をとる点で相違する。これは、聴政の在り方が、百官討論集会から少人数の密談へと變容したことに伴う事象といえよう。宋代の宰臣日記については、平田茂樹氏「宋代政治史料解析法―「時政記」と「日記」を手掛かりとして―」（『東洋史研究』五九卷四号、二〇〇一年）参照。唐代の宰臣日記は、李德裕の『文武兩朝獻替記』がそれにあたる。
- ⑪ 辻正博氏「魏晉南北朝時代の聴訟と録囚」（『法制史研究』五五卷、二〇〇五年）では、主に南北朝時代に聴訟の場が後宮の内殿へ後退したことをもって、政治権力の矮小化ととらえておられる。
- ⑫ 『隋書』卷二、高祖帝紀、仁壽四年（六〇四）七月に
遺詔曰、嗟乎、自昔晉室播遷、天下喪亂、四海不一。「…中略…」上天降鑒、爰命於朕、用登大位。豈闕人力、故得撥亂反正、偃武修文、天下大同、声教遠被。此又是天意、欲寧区夏。所以味旦臨朝、不敢逸予。一日万幾、留心親覽。晦明寒暑、不憚劬勞。匪曰朕躬、蓋為百姓故也。王公卿士、每日闕庭。刺史以下、三時朝集。何嘗不罄竭心府、誠勅殷勤。「…中略…」勇及秀等、並懷悖惡、既知無臣子之心、所以廢黜。古人有言、知臣莫若於君、知子莫若於父。若令勇、秀得志、共治家國。必當戮辱偏於公卿、酷毒流於人庶。「…中略…」此雖朕家事、理不容隱、前對文武侍衛、具已論述。
とあり、朝廷に王公卿士が集う中で、早朝寒暑を冒して自ら政治指導した様を述べる。また、皇太子勇の廢嫡という重大事については、たとえそれが皇室の「家事」であっても文武百官の前で隠さず説明したことを強調しているのが注目される。
- ⑬ 『隋書』卷二五、刑法志に、
大理掌固來曠上封事、言大理官司恩寬。帝以曠為忠直、遣每旦於五品行中參見。曠又告少卿趙綽濫免徒囚。帝使信臣推驗、初無阿曲。帝又

怒曠、命斬之。綽因固爭、以為曠不合死。帝乃私衣入閣。とあり、文帝が見込んだ吏人を特に朝会に参加させたことからわかるように、この時期の朝会が単なる謁見儀礼ではなく皇帝が百官集団を相手に議政する場であったことがわかる。

⑭ 『冊府元龜』卷五三二、諫諍部、規諫。

⑮ 同氏『隋代史』（布目潮瀨・中川努両氏訳、法律文化社、一九八二年）。二〇八～二一四頁。

⑯ 『唐会要』卷二五、百官奏事に、「今任壞亡、豈有内外殊異、所司不進状、乃对仗便奏」とあり、对仗奏事に代る方法は進状奏事であった。

⑰ TYAMAMOTO, O. IKEDA, M. OKANO 《TUNHUANG AND TURFAN DOCUMENTS CONCERNING SOCIAL AND ECONOMIC HISTORY》I Legal Texts (B) THE TOYO BUNKO 1978 図版 XV III (吏部留司格断片?)

⑱ 太史監の災異に関する密奏であろう。『大唐六典』卷十、秘書省、太史局に、「太史令掌觀察天文、稽定曆數。凡日月星辰之變、風雲氣色之異、率其属而占候焉」とある。なお、『資治通鑑』卷二二一、開元五年九月戊申の条（『冊府元龜』卷六〇、帝王部、立制度も参照）は、「太史官」を「史官」とし、起居官の記注の復活と解釈しているが、勅文の前後から太史が妥当であろう。前掲注1拙著六八頁、注七〇参照。

⑲ 对仗彈奏については、前掲注1 D 拙稿参照。

⑳ 『顏魯公文集』卷一、論百官論事疏に、
天寶已後、李林甫威權日盛。群臣不先諮宰相、輒奏事者、仍託以他故、中傷之。不敢明約百官令先白宰相。

とあり、明文で以て宰相が百官の奏事を統制したわけではなかった。

㉑ E・G・ブリーイブランク氏「安祿山の叛乱の政治的背景」（『東洋学報』卷三五―二・三・四、一九五二・三年）参照。

㉒ 『冊府元龜』卷一〇二、帝王部、招諫、永徽五年（六五四）九月の条に、
帝謂五品已上曰、往日不離膝下、且夕侍奉。當時見五品已上論事、或有仗下奏。或有進状。而論者終日不絶。豈今時無事、公等何不言也。
自今已後、宜數論事、若不能面奏、任各進状。

とあり、太宗朝と高宗朝の朝会の様子を対比している。前者に比べ後者が

低調なのは議題が少ないというよりは、主宰者である皇帝の指導力に関わるからである。

㉓ 注1拙著参照。

㉔ 旧敵対勢力をもてなす事例では、『唐会要』卷九四、北突厥の武徳元年（六一八）八月の条にみえる始畢可汗の使者を迎える例、『資治通鑑』卷一八六、武徳元年十一月辛未の条では、李密を山東に派遣する際に、彼の部下とあわせて三人で御榻に登り飲酒した例などがある。後者の場合、「同心を明らかにせん」として人格的結びつきの強化が露骨に謳われている。また、こうした懐柔策をとったにも関わらず、臣下の無礼な態度に激怒する例もあった（『冊府元龜』卷四五〇、将帥部、譴讓、唐竇規の条）。

㉕ 『冊府元龜』卷四二二、将帥部、推誠、唐田留安の条。

㉖ 『隋書』卷六二、趙綽伝に、
上「隋文帝」以綽有誠直之心、每引入閣中。或遇上與皇后同榻、即呼綽坐、評論得失。前後賞賜萬計。

とあり、『隋書』卷五八、柳彧伝に、

煬帝嗣位、拜秘書監、封漢南景公。帝退朝之後、使命入閣、言宴諷誦、終日而罷。帝每與嬪后对酒、時逢興會、輒遣命之至、與同榻共席、恩若友朋。帝猶恨不能夜召。於是命匠刻木偶人、施機關、能坐起拜伏、以像於彧。帝每在月下对酒、輒令宮人置之於座。與相酬酢、而為歡笑。從幸揚州、遇疾卒、年六十九。

とあって、隋の兩帝は禁中で后妃と同席のまま臣僚と政事を議し、或いは酒宴に興じており、プライベートな時間・空間において君臣が人格的交流をもっていた。『北史』卷五二、齊宗室諸王下、文襄諸子、河南康獻王孝瑜に、

武成「帝」嘗使和士開、與胡后对坐握槊。孝瑜諫曰、皇后天下之母、不可與臣下接手。帝深納之。

とあるのは、北齊王朝末期のデカダンスであるが、隋朝の皇帝達の所行と隔絶した事例ではあるまい。

㉗ 布目潮瀨氏『隋唐史研究』（同朋舎、一九六八年）参照。

㉘ その他にも、高祖が皇帝即位後も三人の皇子達とルーズな関係（いわゆる「家人の礼」）を維持して、政局に波乱をもたらした事例もあることか

ら（大室幹雄氏『監獄都市』、三省堂、一九九四年、一一五―一一八頁）、彼個人のパーソナリティも当然勘案されるべきであろう。

②⑨ それとは裏腹に、時に臣下に対して暴力的な一面を見せることもあった。『資治通鑑』巻一九三、貞観二年（六二八）十月の条に、

交州都督遂安公寿、以貪得罪（遂安公寿、宗室也）。上以瀛州刺史盧祖尚才兼文武、廉平公直、徵入朝。諭以交趾久不得人、須卿鎮撫。祖尚拜謝而出。既而悔之、辭以旧疾。上遣杜如晦等諭旨曰、匹夫猶敦然諾、奈何既許朕而復悔之。祖尚固辭。戊子。上復引見、諭之。祖尚固執不可。上大怒曰、我使人不行、何以為政。命斬於朝堂。

とあり、太宗の懇請に対して前言を翻した高官を朝堂で斬刑に処している。太宗が盧祖尚を説得した場所は、『旧唐書』巻六九、盧祖尚伝では「臨朝」とあり、『冊府元龜』巻一七五、帝王部、悔過では「これを内殿に引き」とあり、朝会の場であるか個別召対であるか判然としない。いずれにせよ、対面して直に説得までした皇帝は面目を潰され、処刑を以て報いる顛末は、オールマイティな専制君主とは言い難いこの時期の君臣関係を象徴している。

③⑩ 太宗が己の聴政を記録した起居注の閲覧に固執し、結果的にそれに等しい実録閲覧を取ってしたこと（雷家驥氏「唐前期国史官修体制的演変」『東吳文史学報』七号、一九八九年）、彼の模倣者である文宗皇帝とともに史学を己の善政を称える工具へと矮小化する意図があった（張榮芳氏「唐代君主的史学教育」『食貨月刊』一六巻七・八号、一九八七年）などについては、前掲注1拙著第一部第五章にて言及した。

③⑪ この他に貞観十七年（六四三）四月に晋王治を立太子した経緯も、王朝の大事を臣僚に公開して決定していくという点で、この時期の政策決定の在り方を象徴する事例である。前掲注1拙論の参照。また、前掲注12に挙げた隋文帝の例と相似であり、皇太子のすげかえという微妙な事柄であっても公開で群臣にアピールするという点においては共通するものがあった。

③⑫ 前掲注1拙論C参照。

③⑬ 前掲注1拙論の参照。

③⑭ 前掲注1拙著第二章第一章参照。

③⑮ 『資治通鑑』巻二〇三、弘道元年（六八三）十二月の条。

③⑯ 前掲注1拙著第一部第三章及び第二部第一章参照。

③⑰ 唐代皇帝即位の概略については、李樹桐氏「唐代帝位継承之研究」（『唐史研究』、台湾中華書局、一九七九年、初出一九七二年）参照。

③⑱ 周知の如く本格的な宰相府の成立は、政事堂が「中書門下」と改名された開元十一年（七二三）のことであり、それ以前は、本文で述べたように、聴政の場で各官人が皇帝に直接結びつく点から、文書行政とは別次元で諸官司の統属関係・権力の分配が未発達といえるのではないか。

③⑲ そうした体制下においても、対仗・仗下奏事時代の太宗の「貞観の故事」神話は継承される。『旧唐書』巻一五、憲宗紀に、

史臣蔣係曰、憲宗嗣位之初、読列聖実録。見貞観、開元故事、竦慕不能積卷。顧謂丞相曰、太宗之創業如此、玄宗之致理如此。既覧国史、乃知万倍不如先聖。當先聖之代、猶須宰執臣僚同心輔助。豈朕今日独能為理哉。自是延英議政、昼漏率下五六刻方退。

とあり、同書巻一七下、文宗紀に、

史臣曰「…中略…」初、帝在藩時、喜読貞観政要、毎見太宗孜孜政道、有意于茲。洎即位之後、毎延英對宰臣、率漏下十一刻。故事、天子隻日視事。帝謂宰輔曰、朕欲與卿等毎日相見、其輟朝、放朝、用双日可也。

とあって、憲宗・文宗両帝が貞観の故事を模範とし聴政を強化したことを述べる。しかしながら、その舞台は延英殿での宰相奏対が主であって、太宗のような対仗奏事ではないところに時代の差を窺わせる。

本稿は二〇〇七年三月二十四日、第九十九回宋代史談話会での同タイトルの口頭報告に基づくものである。席上、有益なご意見を賜った諸先生方に感謝を申し上げます。

（本学文学部教授）